

栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

# テキセイカタイムズ

さて、来月（令和6年4月）より新改善基準告示がいよいよ施行されますが、それに伴い36協定の届出様式も変更されます。今一度確認しておきましょう！

令和6年4月1日より

NEWS

## 36協定届の様式が改正されます！

■自動車運転の業務の時間外労働及び休日労働に関する協定届（36協定）

〈届出までの流れ〉



① 時間外労働及び休日労働に関する協定を締結

1か月45時間・1年360時間以内の時間数とする場合

②様式9号の3の4を作成

又は

1か月45時間・1年360時間を超える時間数とする場合

②様式9号の3の5を作成

②の様式に①の協定書を添付し、労働基準監督署に届出

新しい届出様式は2種類！

詳細は、社労士様または労働基準監督署にご相談することをお勧めします！



今後は運転手とそれ以外の労働者を1枚の協定届に記載できる！



Q：上限規制や新改善基準告示に対応していない労使協定は今すぐ再締結したほうがいいのか？

A：締結している協定の有効期間が2024年3月31日と2024年4月1日をまたぐ場合  
→締結しなおす必要なし！  
なお、次回協定は新様式で！

Q：従来の様式（様式9号、様式9号の4）で届出てもいいの？

A：協定の始期が2024年4月1日以降の場合は新様式で届出する必要があり、**現行の「様式9号の4」は受付不可**となりますのでご注意ください！！

新しい様式のダウンロードはこちら



栃木県適正化

帳票類

検索

又は



お問合せ：

栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

TEL：028-684-5882